

「回天実記」の生い立ちを探る

栗山 展種

維新史の編纂と「回天実記」

明治維新が成就すると太政官は国家事業としての歴史の編纂に着手し、王政復古の由来を示そうとした。「復古記」の編輯に始まり、その後「大政紀要」「殉難録稿」など一連の官撰歴史の編纂が続く。そして「三条実美公年譜」「岩倉公実記」「中山忠能履歴史料」など功績公卿の伝記編纂事業が盛んに行われた。これらの歴史編纂に共通する史観は天皇制を歴史的に正当付けようとする立憲制史観であり王政復古史観であった。明治憲法や新しく支配者となった人々にとつて大義名分論的歴史書が必要だったのである。このような明治維新史は、**尊皇攘夷か佐幕開国か、尊皇倒幕か尊皇敬幕か**という事に論点が集まり、実証的、学問的視野の上に再構築されることなく昭和二〇年の敗戦まで続いた。

明治二年、詔勅によつて「復古記」編纂が始まり明治二二年に完成するが、維新史の編輯に当たつて、明治三年四月、太政官は旧公卿・大名各家などに嘉永六年以降の文書・家記は勿論、志士たちの書簡・手記などの提出を命じている。また、その後も度々「復古記」編纂の為に同様の命令を發した。史料提出命令に先だつて、明治元年に太政官は府藩県に対して維新殉難者並びに遺族の調査を命じており、同年四月には明治天皇が三条実美に「修史は万世不朽の大典」として史局の開設を詔した（遠山茂樹著「明治維新より」）

この「復古記」編纂と、須佐に於ける「回天実記」の編纂との間にどのような関係があったかは詳かではない。しかし、明治三年三月三日に同盟員が各々手記を携えて「回天実記」の編纂に参加したのは、太政官が最初の史料提出を命令したよりも一ヶ月早い時期であったことは注目に値する。須佐でいち早く「回天実記」の編輯に取り掛かった動機は内訌事件で二つに分裂した邑中を早急に人心一和に戻す必要があったからではなからうか。俗論党と呼ばれ慶応元年10〜12月の間に須佐を追放された邑政堂幹部も慶応2年5月には赦されて須佐に戻っていたからである。（「温故」第16号益田三郎左衛門「江崎滞留中日裁」／荻野隼太「松とん遺稿」栗山翁輔）。しかし、世の中は「回天実記」の編纂には関係なく版籍奉還（明治二年）、廢藩置県（明治四年四月）、太陽曆採用（明治五年）、地租改正（明治六年）などと次々に社会全体の「御一新」が進んで行った。

明治三年三月三日は「回天実記」が完成した日付ではなく、着手した日付である。この事は慶応元年九月二四日の記述の中に「鴻城学校督学坂上忠助」と書かれていること、及び、明治元年十一月三日辺りから太陽曆と陰曆の時刻表記が混在し始めることから疑いを入れない。鴻城学校の開校は明治八年であり、太陽曆は明治五年十二月三日を明治六年一月一日として始められたからである。「回天実記」が完成した正確な時期は不明である。明治八年以後で且つ「回天実記」上下巻が大谷実継氏によつて尊攘堂へ寄納された明治三十年七月廿七日以前としか言えない。

当時編纂されつつあった維新史の数々が尊皇であったか否かという単純な名分論的価値評価によつて書かれたのに似て、「回天実記」も正義派か俗論党かという評価によつて書かれている。しかし、正義派も俗論党も主家益田家を守るうとする君臣大義に於ては

共通の思いがあった。大谷樸助らは主人益田親施に従って八・一八政変前後から京都の過激派公卿（七卿）を通じての朝廷工作（京都手入れ、入説）で活動した。親施が蛤御門の変の責任を取って切腹したとき、彼ら正義派は親施の遺志が毛利父子の冤罪を晴らし、尊王思想貫徹だったと解釈して決起したという説がある。そうかもしれない。しかし、須佐で正義派と俗論党が益田家中を二分して抗争することになった究極の分岐点は、蛤御門の変直後の本藩の俗論党政府が萩藩は仮令「三十六万ノ封八割ヲレテ一万石ヲ残ヌモ毛利ノ家名ヲ断絶セサレハ可ナリ」と考えて幕府に恭順の姿勢を採った事ではなからうか。萩藩全体が僅か一万石の小藩になるならば益田家はどうか。過激な行動を取って益田家が取り潰しになるのも、幕府や俗論党の本藩政府に恭順を示しても結果は同じではないか。「御鎮静而已ヲ守候而者 忠節モ不任心候」。何れにしても益田家中五百余とその家族は路頭に迷う。それならば伸るか反るか実力で主君を徳山から取り戻そうではないかと云うことが正義派を立ち上げさせた本音であろう。「回天実記」を読むとそのような気がするのである。

「俗論」とは一日の安きをぬすんで諸政改革を阻むことをいうのであるが、穏健派の邑政堂はあくまでも穏便に恭順の姿勢をとり家名再興を考えたと思われる。益田親施は生母仙相院に遺言を残し「死後ノ件八精次郎成立御役二相立候様是祈候也」とのみ書き遺しているが、彼が徳山に出頭する直前、益田家重臣に今後どのように対処すべきか細かく指示を与えなかった筈がない。結果として、本藩の俗論党政府打倒が成功し正義派の勝利に終わったので須佐でも俗論党の邑政堂役員は追放されたが、彼等が採った方針こそ親施公の遺言ではなかったかという解釈もできる。こうした問題点の解明は今後後学の研究に待つことにしたい。

所で「正義」という観念については、八・一八政変後、「忠節確守

の外、更に他念無之、先ず君側の姦を除き、御国内の賊を滅し、竟に攘夷の大功を成し、可安宸襟」との方針を決めた。攘夷、即ち叡慮、これを奉ずるは尊王、即ち正義、これが通らぬのは「君側の姦」故、斬るべしと言うのが長州藩の藩論であった。家老井原主計は、藩主の真意を言上したしと入京を懇請した。その真意は「八月十八日以前の叡慮真正なれども、同日以後の叡慮は真正にあらず。即ち尹宮及び薩会の意より出しものにて、都て虚妄なれば幾重にも十八日以前に復せらるゝ様、朝廷へ申し上ぐべしとの趣意」であった。（遠山茂樹著「明治維新より」）この事は「回天実記」の文中にも反映されている。しかしながら、須佐に於ける「正義」の観念には更に蛤御門の責任を取って切腹した益田親施公は軍令状を貰って京都に向かつて出陣したのであるから、罪状は冤罪である。罪状を取り消し益田の家名を回復して貰いたいという抗議が含まれていた。そして罪状は藩主の真意に非ずとして抗議は当時の俗論党政府に向けられた。回天軍は藩主の絶対的權威には服従したが、本藩の俗論党政府は「不俱戴天の讐」と見なしたのである。そして俗論党政府の幕府への恭順論を否定することは、即ち天皇と幕府と何れが尊いかという名分論に於て回天軍は既に藩論の「武備恭順」を超えて反幕又は排幕の思想に傾いていたと考えられるのである。

いろいろの「回天実記」

一、須佐に遺る「回天実記」

「回天実記」は須佐町郷土史研究会の機関誌「温故」の第二号から第六号にかけて連載された。（以下「温故本」）この「温故」の第一号は昭和十五年二月に刊行されたが、これに先だつて実は最初ガリ判刷りの「温故」を出版していた時代があつて、その時にも「回天実記」が第一号から第五号まで連載されている（以下「温故ガリ版本」）しかし何れの温故も惜しいかな刊行日が記されていない。

「温故ガリ版本」と活字版の「温故」のいずれも第三号「回天実記」の末尾のに次のような注記がある。（同文）

『回天実記は回天軍の中心人物の一人で未成年の為死一等を減じられた津田公輔翁が後に当時の経緯を詳述されたものを松崎八幡宮故松永胤寿宮司が写記され、それを伊藤與吉翁が譲りつけられたものを借り受けました。公輔翁は田坂象甫氏夫人の祖父にあたり（厳父は元町長津田五百名氏）、昭和四年九月十一日、波瀾万丈の青年期、後年は村会議長、神道権大教正など益世重厚な生涯を閉じられました』

東京須佐史談会では「随行日記」の読解をして、平成十六年九月に「温故」第十八号として須佐郷土史研究会から刊行して頂いたが、続いて「随行日記」と密接な関係にある「回天実記」を是非原文で読んでみたいという事になった。

そこで原文が何処にあるのかから調査が始めたのであるが、当然のステップとして須佐郷土史研究会に温故本の原文の所在をお尋ねした。その結果須佐から三種類のものもたらされた。

第一の史料は文末に「昭和九年九月一四日写了 與」と記された「回天実記 上巻」である。これは須佐郷土史研究会会長 伊藤清久氏が所蔵されて居て私たちの求めに応じてその写しをご提供下さったものである。毛筆できちんと浄書されているが、「元治二年乙丑正月諸隊討伐ノ軍兵出発ス 諸隊八高杉晋作ノ指揮ヲ以テ義兵ヲ拳ケ馬関ノ会議所ヲ襲イ萩 山口ノ二道二分レテ進撃ス」のところで終わっている。そして末尾にその理由が次のように付記されている。

「以下省写」

写者曰 以下八親施公御逝去後ニ於ケル須佐
回天軍ヲ主トスル史実記タルヲ以テ省写ス
回天実記 上巻 終

回天実記 下巻

省写ス

写者曰 上巻後半ニ引続キ 親施公御逝去後

ニ於ケル須佐回天軍ト主トセル史実記タルヲ以テ省写ス

下巻ノ記事未了ニ

右明治三年庚午三月三日同盟員各手記ヲ携ヘテ相会シ

之レヲ参照編纂シ名ケテ回天実記ト云フ 分ツテ二巻トス

回天実記 下巻 終

昭和九年九月十四日写了 與」

「與」というサインは故伊藤與吉翁の事ではないだろうか。（以下「與吉本」）

第二の史料は須佐町公民館所蔵の「回天実記 下巻」である。「年廼舎」という便箋に書かれている。ペン書きしたものの様に思われ、随所に修正、追記があり浄書する前の「下書き」の様な体裁の文書である。（以下「草稿本」）これも日付がなく、何時誰が書いたものかが分からない。しかし、津田公輔翁は和歌を嗜み雅号を可美山人又は年廼舎主人常名と称して多くの歌を残している。この「草稿本」は津田翁の自筆である可能性が極めて高い。やはり巻末に

右明治三年庚午三月三日同盟員各手記ヲ携ヘテ相会シ

之レヲ参照編纂シ名ケテ回天実記ト云フ 分ツテ二巻トス

と書かれているが、惜しいかな下巻しか見付かっていない。

須佐からもたらされた第三の史料は最後に「昭和六年三月八日写了」と記されている「回天実記 上下巻」である。元須佐公民館村田治

美氏のご説明によると、これが「温故」の原文となった史料だといふ。この文書の由来は「温故」第三号の注記に述べられている通りである。現在は伊藤清久氏が所蔵して居られる。それを初代会長故松尾龍氏が写され（ガリ版本のこと）、事務局でタイプ打ちして「温故」に資料紹介したとの事である。全体はガラスペンで浄書されており、上下巻が完全に揃っている。表紙に小さな押印があり、「松永」と読める。（以下「松永本」）

「温故」第10号（平成三年十二月刊）297頁の「余滴」欄に「月番日誌」の注釈とし次のような短文がある。

元治元年七月、禁門の変前後から三大夫の切腹、邑内の沸騰から和解まで「回天実記」を併せ読めば須佐領内の様子がよく分かる。山口県文書館と須佐伊藤家とにそれぞれ筆写本がある。「回天実記」の原本は尊攘堂に納めてある。尊攘堂は明治二十年品川弥二郎が師松蔭の遺志により、維新の国士を祀り、その肖像 遺墨 遺品を保存のため建てた堂、今京都大学の構内にある

「防長史料文献解題」（マツノ書店刊）53頁に「149回天実記 津田公輔編 写一冊」として次のような紹介文が掲載されている。

須佐益田家の維新回天の鴻業を翼賛した時歴を日記体に編したものである。元治元年益田親施の卒軍上京の事から、禁門の変により親施の賜死後、益田家遺臣の内、大谷樸助、河上範二、津田公輔その他故親施の志を継ぎ勤王の事に挺身しようとする正義の諸士が「回天軍」を組織し、家中俗論派の弾圧を排除してその義氣を伸長し、本藩奇兵隊と気脈を通じ、ついに全軍同隊に参加して、四境役、鳥羽伏見役、奥羽征討等諸所の戦役に従軍した次第を略述し、最後に諸戦役がおさまり、明治二年

須佐に三蔭山招魂場を創立し、招魂祭を営んで益田家中の京師変動以来国事に斃れた同志の忠魂を弔祭したことをもって結んである。本記は、その翌年回天軍に参加した志士たちの手記日録を参照綜合し、その一員である津田公輔によって編纂されたものである。県史編さん所収集資料。（石川）

二、尊攘堂の「回天実記」（以下「尊攘堂本」）

（尊攘堂の）維新資料文庫は品川弥二郎子爵が創設した尊攘堂旧蔵の維新資料の収集である。子爵の歿後尊攘堂保存委員会より尊攘堂所蔵品総数984点内維新資料544部2169冊を明治33年（1900）京都大学附属図書館に寄贈された。尊攘堂は吉田松蔭の遺志に基づいて創設せられたものである。したがってその蔵品構成の根幹が松蔭の書翰、上書、稿本等の遺墨、およびその類縁資料であることはいうまでもないが、松下村塾の俊英、高杉晋作、久坂玄瑞、木戸孝允、山県有朋等の遺墨遺品も豊富である。しかしこの文庫は単に長州出身の志士の自筆文献の収集に止まらず、広く日本全土にわたり、その階層も皇族、藩主より微禄の士に至るまで、身分の如何を問わず、その遺品書跡はおよぶ限り網羅されている。地域的にも階級的にも広く深く採取したこの収集は、幕末志士の思想、学術、行実等を窺知する格好の伝記資料であると共に、維新史を闡明する最も有力な資料であるといえよう。

個人的伝記資料の他に歴史的事件を物語る文書記録も、この文庫には多量に収容されている。「奇兵隊日記文久三年至明治二年」「奇兵隊寄合書」は元治元年英仏米蘭四国軍艦の下関砲撃と、慶応二年の小倉戦役等における山口藩奇兵隊の活動を記録した原本である。また「三藩盟約書草案」は薩長芸三藩協議の結果決定した盟約書である。この盟約がなつて終に討幕の内勅が下され、王政復古の端緒が開かれたのである。この盟約書は大久保利通の自撰自筆であつて、

「回天実記」の生い立ちを推理する

「回天実記」は津田公輔翁が一人で編纂したものではない。何人かの同志が明治三年に至って記録を残そうという事になつて集まり、共同執筆したが何時完成したか不明。「回天実記」には最初から何通りかの原本が存在した可能性が高く、色々の「回天実記」を比較すると随所に表現の食い違いが見られる。

尊攘堂本と文書館本の筆者はほぼ同一人と考えて間違いない

時系列的に見ると、

明治三年庚午三月三日同盟員各手記ヲ携へテ相会シ之レヲ参照編纂シ名ケテ回天実記ト云フ

「尊攘堂本」の間違いを「文書館本」で修正している個所が散見されるので、「尊攘堂本」が先に書かれ、その後「文書館本」が書かれたと思われる。

「尊攘堂本」は明治三十年七月廿七日尊攘堂へ寄納された。

「津田常名（昭和四年没）から手塚猛昌經由で八月十六日文書館本」が毛利文庫へ到達した。何年の事かが不明だが明治三二年以前として差し支えないだろう。

「松永本」昭和六年三月八日写し。

「與吉本」昭和九年九月十四日写記。

「温故ガリ版本」第一〜第五号（松尾龍氏筆写）（刊行日不明。）

「温故本」第二〜六号（昭和五十五年二月第一号刊行。第二号以降刊行日不明。）

「草稿本」（日付不明。）

日付が判らない下巻の「草稿本」こそが「尊攘堂本」と「文書館本」の原本で津田翁自筆の本当の原本ではないだろうか。

しかし、最も重要な史料はやはり「尊攘堂本」と「文書館本」であろう。

《推理1》常名が2冊浄書した（させた）。うち1冊を公爵毛

利家文庫へ贈った。そして自分の手元に1冊残しておいた。

それが大谷家へ渡って大谷実継の時に尊攘堂へ納めた

《推理2》同一人に2冊浄書させたものを大谷家と津田家とで

夫々1冊づつ保有した。津田常名が先に毛利文庫へ寄贈し

たから、大谷実継は尊攘堂へ寄贈することにした

「松永本」と「尊攘堂本」は文章が相互に大幅に食い違う個所が

随所にある。「松永本」を写記した時には、「尊攘堂本」も「文

書館本」も既に須佐にはなかった。

「松永本」は「草稿本」の写本か、それとも「文書館本」を写し

たものか。

城一昭人氏が「文書館本」を毛利文庫へ送った手塚猛昌について調査された。手塚は実は岡部家から福川村の神職・手塚家の養子となつた人物である。明治十二年に社官となつた。津田より六歳若い親交があつたと思われる。あるいは影響されたのかも知れない。

手塚はのちに書誌発行に成功するが、須佐にいた頃各氏の文藻を扱うことに熱心だつたのではないか。そして帝国劇場取締役になる。なお、手塚猛昌の兄に嫁いだ多根マキの叔父が多根卯一

（剣豪、練兵館で二歳年上の桂小五郎と腕を競った）である。

津田常名が何故、直接毛利文庫に寄贈しないで手塚猛昌を

經由したのか（手塚が毛利文庫との間の世話をしたもの

かノ津田等とのあいだでどのような周旋がおこなわれた

のかノ一旦、手塚猛昌が買い取つたのかなど）は依然と

して謎である。

所で、明治維新後、日本では数多くの歴史編纂事業が進められたが、中でも有名な防長回天史の編纂が成ったのは明治四十四年七月のことであった。須佐の「回天実記」はそれよりも四十年以上も前に編纂に着手されていたことになる。

そこで「回天実記」が毛利文庫に収められた事と「防長回天史」の編纂（明治三一年着手）とは何らかの関係がないだろうか。毛利家の新しい歴史編纂事業を聞いた津田常名がその中に回天実記も収録して欲しいと願って寄託する気になったのかも知れない。しかし、「防長回天史」の「総合索引」を見ると、「防長回天史」に引用されている「回天実記」は土方久元の日録で津田常名の「回天実記」ではない。

土佐藩士土方久元の日録も山口県文書館に収録されている。土方が文久三年の七卿落ちの時三条実美に従って西下し、公家側の尊王攘夷論を鼓舞したもので、文久三年から慶応四年までの幕末動乱期の諸藩との関係、公卿の行動、諸志士の往来などを書きとめたものである。須佐で「回天実記」の編纂が始まったときに、こういう本が別に存在するのを知っていたかどうか。どちらが先に発表されたのかなど判らないことが多い。

（以上）

平成十九年八月二十日記